

足立区教育委員会会議録

会議名	平成28年第5回足立区教育委員会定例会					
開会月日	平成28年5月16日(月)	場所	教育委員会室			
会議時間	(開会) 午前・ 午後 3時00分		～	(閉会) 午前・ 午後 3時20分		
休憩時間	① (休憩) 午前・午後 時 分 ～		～	(再会) 午前・午後 時 分		
	② (休憩) 午前・午後 時 分 ～		～	(再会) 午前・午後 時 分		
委員 の 出席	教育長	定野 司	出席	委員	杉田 直子	出席
	委員	小川 清美	出席	委員	小池 康之	出席
	委員	葉養 正明	出席	出席者5名、欠席者0名		
出席 議員 の 発言	宮本 博之	学校教育部長	出席	鳥山 高章	子ども家庭部長	出席
	杉岡 淳子	教育政策課長	出席	上遠野葉子	子ども政策課長	出席
	太田 照生	学校適正配置担当課長	出席	金子 俊之	待機児ゼロ対策担当課長	出席
	向井 功至	学校経理課長	出席	松野 美幸	子ども施設整備課長	出席
	浮津 健史	教育指導課長	出席	森田 剛	子ども施設運営課長	出席
	斎藤 一裕	学校指導担当課長	出席	千ヶ崎嘉彦	子ども施設入園課長	出席
	稲本 望	学校施設課長	出席	寺島 光大	青少年課長	出席
	山田美砂緒	学校改築担当課長	欠席	今井 伸幸	こども支援センターげんき所長	出席
	渡辺 隆史	学校改築担当課長	出席	西野 知之	教育相談課長	出席
	渡邊 勇	学務課長 おいしい給食担当課長	出席	高橋 徹	こども家庭支援課長	出席
	須原 愛記	学力定着対策室長	欠席	伊藤 良久	生涯学習振興公社事務局長	出席
	森 太一	学力定着推進課長	出席	和泉 恭正	地域のちから推進部長	出席
	飯塚 尚美	就学前教育推進課長	出席	浅見 信昭	地域文化課長	出席
書記	清水 均	庶務係長	栗原 威夫	庶務係主査	秋元 康裕	教育政策担当係長
	田巻 正義	教育政策担当係長	佐々木 直	教育政策担当係長	小室 晃	管理係長
傍聴者	2名					
会議に付した議題	別紙、会議次第の通り。					

平成28年5月16日

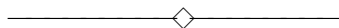
第5回足立区教育委員会定例会

午後3時00分開会

○教育長 ただいまから、本年第5回足立区教育委員会定例会を開会いたします。

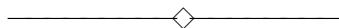
本日の出席委員数は定足数であります。よって会議は成立いたします。

それでは、これより審議に入ります。



○教育長 初めに、会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員に小池委員、小川委員をご指名いたしますので、よろしくお願いいたします。



○教育長 それでは日程第1、第40号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第1、第40号議案 足立区生涯学習センター条例の一部を改正する条例の送付について。

以上。

○教育長 第40号議案について、和泉地域のちから推進部長から説明をお願いいたします。

地域のちから推進部長。

○地域のちから推進部長 それでは、第40号議案のご説明をさせていただきます。1ページ目でございます。足立区生涯学習センター条例の一部を改正する条例の送付ということで、中身につきましては、駐車場の使用料、その上限を定める条例でございます。上限は1,700円ということでございます。

理由につきましては2ページ、提案理由がございます。生涯学習センターの駐車場ですが、駐車場の有効活用、それと区民の皆様の負担軽減を図るために上限額を設定するというものでございます。

以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第40号議案についてご質問・ご意見がありましたらお願いいたします。何か質疑はありますか。

小池委員。

○小池委員 200円単位で料金がかかっているのに、1,700円と奇数になっているが、その理由は。

○教育長 地域のちから推進部長。

○地域のちから推進部長 これはもともと30分で200円という設定でございます。それでやっていきますと、1日8時間であれば、1時間400円ですから3,200円になってしまうのですが、近隣の駐車場を調査いたしまして、民業を圧迫しない程度の金額で上限を定めようという考えでございます。近隣の駐車場を調査した結果、最高で1,600円ということだったので、それよりちょっと高い、100円高い、そういう設定でさせていただきました。

○教育長 よろしいですか。民業を圧迫しないように、ですね。ほかによろしいですか。

(なし)

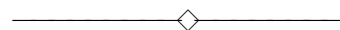
無いようですので、これより第40号議案、足立区生涯学習センター条例の一部を改正する条例の送付についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり議決することにいたします。

和泉地域のちから推進部長と浅見地域文化課長はこれで退席させていただきます。



次に、日程第2、第41号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第2、第41号議案 足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の送付について。

以上。

○教育長 第41号議案について、鳥山子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 資料7ページ、議案説明資料をご覧ください。

件名・所管部課名は記載のとおりでございます。

今回の改正の理由でございますけれども、平成28年3月31日付で国が、子ども・子育て支援法施行令、それから子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正したことに伴いまして、区の条例を改正するものでございます。

内容でございますけれども、保育所・幼稚園等を利用する多子世帯、それから、ひとり親世帯等で対象となる世帯に対して利用者負担の軽減を行うというものでございます。

まず、多子世帯の保育料負担軽減でございますけれども、対象が年収約360万円未満相当の多子世帯で、第2子半額、第3子以降無償化ということでございます。

表をごらんいただきたいと思いますが、幼稚園ですとか、認定こども園など教育のみを希望する方は1号認定というところになりますけれども、現行ですと小学校3年生以下、年齢の高いほうから第1子、第2子、第3子というふうに数えていくのが1号認定でございます。

それから、第2号・第3号認定につきましては、保育園を利用される方につきましては、小学校に上がる前のお子さんの一番年齢の高い方から第1子、第2子、第3子というふうに数えておりますけれども、こういった現行の年齢制限を撤廃するということになっているのがこの内容でございます。

それから、ひとり親世帯等の保育料負担軽減でございますけれども、同じく年収約360万円未満相当のひとり親の世帯ということで、内容につきましては、ひとり親世帯の保育料、第1子半額、第2子以降を無償化するといった内容でございます。

表をご覧いただきたいと存じますけれども、現行制度については、第1子は軽減措置なし、第2子が半額、第3子以降が無償となっているものを、第1子が半額、それ以降は無償と変える内容でございます。

幼稚園につきましては、上記の1・2の内容に基づきまして、保護者補助金を増額するという形で同様の半額、無償になるようにいたします。

施行年月日でございますけれども、平成28年4月分の保育料からさかのぼって適用させていただきたいと考えております。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第41号議案についてご質問・ご意見がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。何か質疑はありますか。よろしいですか。

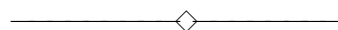
(なし)

無いようですので、これより第41号議案、足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の送付についてを採決いたします。

本案は原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり議決することにいたします。



次に、日程第3、第42号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第3、第42号議案 足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の送付について。

以上。

○教育長 第42号議案について、鳥山子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 資料15ページをお開きいただきたいと思っております。件名・所管部課名は記載のとおりでございます。

今回は、記載の条例につきまして改正するものですが、理由といたしましては、「建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令」に基づきまして、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」が公布されました。これを受けまして条例の改正を行うものでございます。

内容でございますけれども、建築基準法施行令において、これまで安全性能の維持を前提に建築の基準が見直され

たところでございます。これを受けまして国のほうで改正しました保育等の基準にあわせて、区の基準を定める部分を改正させていただくものでございます。

対象となる施設につきましては、小規模保育事業と事業所内保育事業の施設となっております。

具体的にでございますが、(1) 建物の4階以上に保育室を設置する場合につきましては、必要な特別避難階段を設置すると定められておりますけれども、この保育室と特別避難階段との間にある付室について建築仕様を定める規定が加えられました。

それに加えまして、付室と特別避難階段全体で一定の排煙性能を満たした場合も認めるといった内容の改正が行われております。これを受けて、こちらの条例の内容も改正するものでございます。

それから(2)といたしまして、建築基準法施行令の条文の番号等の変更もございましたので、これもあわせて条例の文言を修正するという内容でございます。

改正年月日につきましては、公布の日からでございます。

それから、今後の方針でございますけれども、今回は建築基準法施行令の内容を受けて、安全性能については改正前と変わらないということが確認できましたので、改正しておりません。そのほか、国のほうでは保育士の配置基準の緩和などを打ち出しておりますが、区といたしましてはそういったものは採用しないと。以前のままの基準で保育士等の配置基準等につきましてはやっていくというふうに考えております。

説明は以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第4号議案についてご質問・ご意見がありましたら発言をお願いいたします。何かご質疑はありますか。よろしいですか。

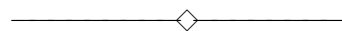
(なし)

無いようですので、これより第4号議案、足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の送付についてを採決いたします。

本案は原案のとおり議決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり議決することにいたします。



次の日程第4、第43号議案、日程第5、第44号議案ですが、この2案は足立区教育委員会会議規則第14条第1項のただし書きによる人事に関する件でありますので、非公開の会議としたいと思います。

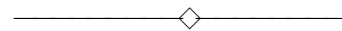
お諮りいたします。第43号議案、第44号議案につきまして、非公開とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、この2案につきましては非公開とさせていただきます。

傍聴人の方は大変申しわけございませんけれども、議場より退席をお願いいたします。しばらくお願いいたします。

(傍聴者 退室)



○教育長 これからご審議いただきます第43号議案、第44号議案に関する別添資料につきましては、委員会終了後、回収させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、初めに、日程第4、第43号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第4、第43号議案 足立区校外施設指定管理者評価委員会委員の委嘱及び任命について。

以上。

○教育長 第43号議案について、宮本学校教育部長から説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○学校教育部長 別冊資料の3ページをごらん願います。第43号議案についてご説明をさせていただきます。

件名・所管部課名は記載のとおりでございます。

校外施設である鋸南自然の家と日光林間学園を運営する指定管理者の業務を評価するため、評価委員会委員を選

任する必要があります。評価委員会の構成は、専門的知識を有する者2人以内、足立区立学校長2人以内、足立区職員2人以内としております。それぞれの候補者の選任方法は資料の1、選任を予定している委員は資料の2に記載のとおりでございます。委嘱は平成28年7月1日を予定してございます。

説明は以上でございます。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第43号議案についてご質問・ご意見がありましたら発言をお願いいたします。何か質疑はありますか。よろしいですか。

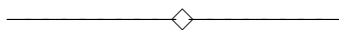
(なし)

無いようですので、これより第43号議案、足立区立校外施設指定管理者評価委員会委員の委嘱及び任命についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり議決することにいたします。



次に日程第5、第44号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第5、第44号議案 足立区子ども施設指定管理者選定等審査会委員の委嘱及び任命について。

以上。

○教育長 第44号議案について、鳥山子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 資料6ページをご覧いただきたいと存じます。

理由でございますけれども、子ども施設に係る指定管理者等の候補者の選定審査及び指定管理者が行います管理の業務の評価を行うために委員会、審査会委員の委嘱及び任命するものでございます。

委嘱される方、任命者につきましては記載のとおり9

名の方々でございます。

今後の予定でございますけれども、区立保育園の民営化に伴います運営事業者の候補者選定は、民営化が4園、指定管理が第1回目の更新を迎えておりますが、これが1園という形になってございます。それから、民設民営認可保育所の運営事業者の候補者選定ということで7カ所を予定してございます。

7ページでございますが、認証保育所の運営事業者の候補者選定でございます。これにつきまして1カ所、小規模保育事業の運営事業者の候補者選定2カ所程度ということで、現在、考えております。

委嘱年月日につきましては記載のとおりでございます。

よろしくご審議のほど、お願いします。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第44号議案についてご質問・ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。何か質疑はありますか。よろしいですか。

(なし)

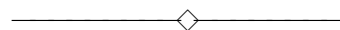
無いようですので、これより第44号議案、足立区子ども施設指定管理者選定等審査会委員の委嘱及び任命についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり議決することにいたします。

それでは、非公開の審議が終了いたしましたので、傍聴人の方にお戻りいただくようお願いください。



(傍聴者入室)

○教育長 それでは、会議を続けさせていただきます。

次に日程第6、第45号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第6、第45号議案 足立区教育委員会教育長の事業及び事務従事について。

以上。

○教育長 第45号議案について、宮本学校教育部長から説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○学校教育部長 お手元資料の23ページをご覧ください。第45号議案について説明をさせていただきます。

件名・所管部課名は記載のとおりでございます。

教育長に対しまして4件の講師依頼がございました。この講師依頼に応じるに当たりましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第7項に基づき、教育委員会の許可を受ける必要がございます。講師依頼の内容は2の従事内容等に記載のとおりでございます。従事日が勤務日に当たる場合は年次休暇を取得して対応する予定でございます。

説明は以上でございます。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第45号議案についてご意見・ご質問がありましたら発言をお願いいたします。何か質疑はありますか。よろしいですか。

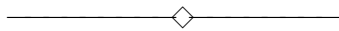
(なし)

無いようですので、これより第45号議案、足立区教育委員会教育長の事業及び事務従事についてを採決いたします。

本案は原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり議決することにいたします。



続いて、日程第7、教育長報告を議題といたします。今回は担当からの報告事項に代えさせていただきます。

①について渡邊学務課長、お願いします。

学務課長。

○学務課長 それでは、24ページをご覧ください。件名・所管部課名は記載のとおりでございます。

こちらは、今年度は28年度の育英資金の募集につま

しての内容をご報告するものでございます。

今年度の緊急募集ということで、高校・大学あわせて22名の方を募集いたします。また、通常募集といたしましては、春期それから秋期がございますけれども、それぞれ合計ですけれども、56名ずつ募集をするものでございます。

また、3番でございますけれども、こちらは今年度から初めて実施いたします償還免除型の育英資金でございますけれども、こちらにつきましては③にございますけれども、高校・大学各10名、春期募集は5名、秋期は5名というような内容で募集するものでございます。

募集につきましては、「今後の方針」のところがございますけれども、あだち広報、区のホームページ等で募集をするほか、中学生につきましては、各学校を通じましてご本人に募集の申し込み用紙をお送りする予定でございます。高校につきましては、高校に送りまして、全員分ではありませんけれどもご希望の方は学校を通じて応募していただくというような内容でございます。

私からは以上でございます。

○教育長 本件につきまして、委員からご意見・ご質問がありましたらご発言をお願いいたします。何か質疑ありますか。

葉養委員。

○葉養委員 すばらしいプログラムと思うのですが、3②の応募資格のところ入学予定と書いてあるところは、大学の場合に受験に失敗した場合はどういう扱いになるのですか。

○教育長 学務課長。

○学務課長 実際には、応募はしていただきますけれども、入学の証書で確認をするようになりますので、その場合には貸付はなしということになります。

○教育長 よろしいですか。ほかはいかがですか。

(なし)

無いようですので、報告事項を終了させていただきます。

それでは、以上をもちまして、本年第5回足立区教育委員会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後3時20分開会

平成 2 8 年 第 5 回
足立区教育委員会定例会

日 時 平成 2 8 年 5 月 1 6 日 月曜日 午後 3 時 0 0 分開議
会 場 足立区教育委員会室

1 議事日程			頁
日程第 1	第 4 0 号議案	足立区生涯学習センター条例の一部を改正する条例の送付について	1
日程第 2	第 4 1 号議案	足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の送付について	4
日程第 3	第 4 2 号議案	足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の送付について	1 3
日程第 4	第 4 3 号議案	足立区立校外施設指定管理者評価委員会委員の委嘱及び任命について	別冊
日程第 5	第 4 4 号議案	足立区子ども施設指定管理者選定等審査会委員の委嘱及び任命について	別冊
日程第 6	第 4 5 号議案	足立区教育委員会教育長の事業及び事務従事について	2 2
日程第 7		教育長報告	

2 報告事項

① 平成 2 8 年度足立区育英資金の募集について

《渡邊 学務課長》 … 2 4

3 その他報告資料

① 平成 2 8 年度小・中学校の児童・生徒数及び学級数について（平成 2 8 年 4 月 7 日現在）

[学務課]… 26

② 平成 2 8 年度小学校通学路への防犯カメラの設置について

[学務課]… 32

③ 平成 2 8 年度足立はばたき塾・土曜塾の開講及び第 2 次募集の実施について [学力定着推進課]… 34

④ ギャラクシティの平成 2 7 年度利用状況について

[青少年課]… 35

⑤ 行事实施結果・実施予定

[青少年課]… 36

⑥ 行事实施結果・実施予定

[生涯学習振興公社]… 38

第40号議案

足立区生涯学習センター条例の一部を改正する条例の送付について

上記の議案を提出する。

平成28年5月16日

提出者 足立区教育委員会教育長 定野 司

足立区生涯学習センター条例の一部を改正する条例

足立区生涯学習センター条例（平成12年足立区条例第62号）の一部を次のように改正する。

記

別表第2を次のように改める。

別表第2（第9条関係）

駐車場使用料

単位	使用料
30分につき	200円 ただし、出場1回につき徴収できる額は、1,700円を限度として教育委員会規則で定める額とする。

備考

- 1 使用時間が30分未満のとき又は使用時間に30分未満の端数があるときは、30分として計算する。
- 2 駐車場を使用できる時間を経過しても自動車を出場させない利用者については、ただし書の規定は適用しない。
- 3 教育委員会又は指定管理者は、駐車できる自動車を制限することができる。

付 則

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に駐車場を使用しているものの駐車場の使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

生涯学習センターの駐車場使用料について、駐車場の有効活用と施設を利用する区民の負担軽減を図るため、上限額を設定する必要があるので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、この案を提出いたします。

第 4 0 号 議 案 説 明 資 料

平成 2 8 年 5 月 1 6 日

件 名	足立区生涯学習センター条例の一部を改正する条例の送付について						
所 管 部 課 名	地域のちから推進部地域文化課						
内 容	<p>1 制定の理由 生涯学習センターの駐車場使用料について、駐車場の有効活用と施設を利用する区民の負担軽減を図るため、上限額を設定する必要がある</p> <p>2 主な内容 別表第 2 を次のように改める。 別表第 2 (第 9 条関係)</p> <p style="text-align: center;">駐車場使用料</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">単 位</th> <th style="text-align: center;">使 用 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">30 分につき</td> <td style="text-align: right;">200 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">ただし、出場 1 回につき徴収できる額は、1,700 円を限度として教育委員会規則で定める額とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (1) 使用時間が 30 分未満のとき又は使用時間に 30 分未満の端数があるときは、30 分として計算する。 (2) 駐車場を使用できる時間を経過しても自動車を出場させない使用者については、ただし書の規定は適用しない。 (3) 教育委員会又は指定管理者は、駐車できる自動車を制限することができる。</p> <p>3 施行年月日 平成 2 9 年 1 月 1 日</p>	単 位	使 用 料	30 分につき	200 円		ただし、出場 1 回につき徴収できる額は、1,700 円を限度として教育委員会規則で定める額とする。
単 位	使 用 料						
30 分につき	200 円						
	ただし、出場 1 回につき徴収できる額は、1,700 円を限度として教育委員会規則で定める額とする。						
今 後 の 方 針	施行年月日 平成 2 9 年 1 月 1 日						

第 4 1 号議案

足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の送付について上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 5 月 1 6 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例（平成 2 7 年足立区条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中第 2 項を第 4 項とし、第 1 項の次に次の 2 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、世帯の市区町村民税所得割合算額が 7 7 , 1 0 1 円未満であって、利用者と同一の世帯に属する者が要保護者等に該当する場合は、当該世帯内で、最も出生が早い 2 号又は 3 号認定子どもの利用者負担額を別表第 1 から別表第 4 に定める額に 0.5 を乗じた額とする。
- 3 前項の規定において、当該世帯内で、最も出生が早い支給認定子どもから順に、2 号又は 3 号認定子どものうち 2 人目以降の子どもの利用者負担額は、無料とする。

第 6 条中第 2 項を第 4 項とし、第 1 項の次に次の 2 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、世帯の市区町村民税所得割合算額が 7 7 , 1 0 1 円未満であって、利用者と同一の世帯に属する者が要保護者等に該当する場合は、当該世帯内で、最も出生が早い 1 号認定子どもの利用者負担額を、別表第 5 から別表第 6 に定める額に 0.5 を乗じた額とする。ただしこの場合において、別表第 6 中「1 6 , 1 0 0 円」とあるのは「7 , 5 5 0 円」とする。

3 前項の規定において、当該世帯内で、最も出生が早い支給認定子どもから順に、1号認定子どものうち2人目以降の子どもの利用者負担額は、無料とする。

第14条を第15条とし、第7条から第13条までを1条ずつ繰り下げ、第6条の次に次の1条を加える。

(多子世帯における利用者負担額の特例措置)

第7条 第4条から第6条の規定にかかわらず、多子世帯かつ1号認定子どもの世帯の市区町村民税所得割合算額が77,101円未満である場合は、特定被監護者等の年齢にかかわらず、2人目の子どもが1号認定子どもである場合の当該子どもの利用者負担額を利用する施設に応じて別表第8又は別表第9に定める額とする。

2 第4条から第6条の規定にかかわらず、多子世帯かつ2号または3号認定子どもの世帯の市区町村民税所得割合算額が57,700円未満である場合は、特定被監護者等の年齢にかかわらず、2人目の子どもが2号または3号認定子どもである場合の当該子どもの利用者負担額を別表第1から別表第4に定める額に0.5を乗じた額とする。

3 前2項の場合において、特定被監護者等から順に、3人目以降の子どもが支給認定子どもである場合の当該子どもの利用者負担額は、無料とする。

4 前3項の規定にかかわらず、支給認定子どもの世帯の市区町村民税所得割合算額が77,101円未満であって、利用者と同一の世帯に属する者が要保護者等に該当する場合は、特定被監護者等の年齢にかかわらず、2人目以降の子どもが支給認定子どもである場合の当該子どもの利用者負担額は、無料とする。

付則に次の1条を加える。

(経過措置)

改正後の足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例第5条第2項から第3項、第6条第2項から第3項お

よび第7条第1項から第4項の規定は、平成28年4月分の利用者負担額から適用し、平成28年3月分までの利用者負担額については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

(提案理由)

子ども・子育て支援法施行令および子ども・子育て支援法施行規則の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。

第 4 1 号 議 案 説 明 資 料

平成 2 8 年 5 月 1 6 日

件 名	足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の送付について																			
所管部課名	子ども家庭部子ども政策課 子ども施設入園課																			
内 容	<p>1. 改正の理由</p> <p>国が、平成 2 8 年 3 月 3 1 日付で「子ども・子育て支援法施行令」「子ども・子育て支援法施行規則」の一部を改正したことに伴い、区の条例を改正する必要があるため。</p> <p>2. 主な内容</p> <p>平成 2 8 年度から、保育所・幼稚園等を利用する多子世帯及びひとり親世帯等で対象となる世帯に対し、次のとおり利用者負担の軽減を行う。</p> <p>(1) 多子世帯の保育料負担軽減</p> <p>① 対象：年収約 3 6 0 万円未満相当の多子世帯</p> <p style="margin-left: 20px;">(1号認定子ども：区民税所得割課税額 7 7, 1 0 1 円未満)</p> <p style="margin-left: 20px;">(2・3号認定子ども：区民税所得割課税額 5 7, 7 0 0 円未満)</p> <p>② 内容：多子軽減に係る年齢制限を撤廃</p> <p style="text-align: center;">第 2 子半額、第 3 子以降無償化を完全実施</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">現行制度</th> <th style="width: 35%;">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1号認定</td> <td style="text-align: center;">小学校 3 年生まで</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">年齢制限撤廃</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2・3号認定</td> <td style="text-align: center;">小学校就学前まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) ひとり親世帯等の保育料負担軽減</p> <p>① 対象：年収約 3 6 0 万円未満相当のひとり親等の世帯</p> <p style="margin-left: 20px;">(区民税所得割課税額 7 7, 1 0 1 円未満の世帯)</p> <p>② 内容：ひとり親世帯等の保育料を第 1 子半額、第 2 子以降を無償化</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">現行制度</th> <th style="width: 35%;">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">第 1 子</td> <td style="text-align: center;">軽減措置なし</td> <td style="text-align: center;">半額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第 2 子</td> <td style="text-align: center;">半額</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">無償</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第 3 子以降</td> <td style="text-align: center;">無償</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 幼稚園について</p> <p>幼稚園については、上記 1・2 に基づき保護者補助金を増額することで、実負担(=保育料-補助金)を半額または無償とする。</p>		現行制度	改正後	1号認定	小学校 3 年生まで	年齢制限撤廃	2・3号認定	小学校就学前まで		現行制度	改正後	第 1 子	軽減措置なし	半額	第 2 子	半額	無償	第 3 子以降	無償
	現行制度	改正後																		
1号認定	小学校 3 年生まで	年齢制限撤廃																		
2・3号認定	小学校就学前まで																			
	現行制度	改正後																		
第 1 子	軽減措置なし	半額																		
第 2 子	半額	無償																		
第 3 子以降	無償																			
今後の方針	<p>施行年月日 公布の日から施行</p> <p>(対象者については平成 2 8 年 4 月分の保育料から遡って適用する。)</p>																			

足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の改正する条例新旧対照表

現 行	改正案
<p>○足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例</p> <p>平成27年3月19日条例第37号</p> <p>足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例を公布する。</p> <p>足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例</p> <p>第1条から第3条 省略</p> <p>(特定教育・保育等の利用に係る利用者負担額)</p> <p>第4条 利用者負担額は、利用する施設及び事業ごとに別表第1から別表第6までに定めるとおりとする。ただし、これらの表に定める利用者負担額が法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項第1号から第3号までに規定する政令で定める額（以下「政令額」という。）を超えることとなる場合は、政令額を上限とする。</p> <p>(保育の利用における利用者負担額の調整)</p> <p>第5条 前条本文の規定にかかわらず、生計を一にする世帯のうち、特定教育・保育施設、認可外保育施設又は特定地域型保育事業（以下この項において「対象施設等」という。）を2人以上の支給認定子ども（現に対象施設等を利用しているもの（以下この条において同じ。）が利用しているもの（以下この条において「当該世帯」という。）であつて、かつ、当該世帯内で最も出生が早い支給認定子どもから順に、支給認定子どものうち2人目の子どもが法第19条第1項第2号又は第3号に係る支給認定子ども（以下「2号又は3号認定子ども」という。）である場合の当該子ども（以下「2号又は3号認定子ども」という。）である場合の当該子ども）の利用者負担額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p>	<p>○足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例</p> <p>平成27年3月19日条例第37号</p> <p>足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例を公布する。</p> <p>足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例</p> <p>第1条から第3条 省略</p> <p>(特定教育・保育等の利用に係る利用者負担額)</p> <p>第4条 利用者負担額は、利用する施設及び事業ごとに別表第1から別表第6までに定めるとおりとする。ただし、これらの表に定める利用者負担額が法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項第1号から第3号までに規定する政令で定める額（以下「政令額」という。）を超えることとなる場合は、政令額を上限とする。</p> <p>(保育の利用における利用者負担額の調整)</p> <p>第5条 前条本文の規定にかかわらず、生計を一にする世帯のうち、特定教育・保育施設、認可外保育施設又は特定地域型保育事業（以下この項において「対象施設等」という。）を2人以上の支給認定子ども（現に対象施設等を利用しているもの（以下この条において同じ。）が利用しているもの（以下この条において「当該世帯」という。）であつて、かつ、当該世帯内で最も出生が早い支給認定子どもから順に、支給認定子どものうち2人目の子どもが法第19条第1項第2号又は第3号に係る支給認定子ども（以下「2号又は3号認定子ども」という。）である場合の当該子ども（以下「2号又は3号認定子ども」という。）である場合の当該子ども）の利用者負担額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p>

現 行

改正案

(1) 当該子どもが特定教育・保育施設（保育所及び認定こども園（長時間利用）に限る。）、認可外保育施設又は特定地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く。）を利用する場合 別表第7に定める額
 (2) 当該子どもが居宅訪問型保育事業を利用する場合 別表第4に定める額に0.5を乗じて得た額

2 前条本文の規定にかかわらず、当該世帯内で、最も出生が早い支給認定子どもから順に、支給認定子どものうち3人目以降の子どもが2号又は3号認定子どもである場合の当該子どもの利用者負担額は、無料とする。
 （教育の利用における利用者負担額の調整）

第6条 第4条本文の規定にかかわらず、生計を一にする世帯のうち、小学校1学年から3学年までの子ども又は特定教育・保育施設、認可外保育施設若しくは特定地域型保育事業を利用する支給認定子どもが2人以上いるもの（以下この条において「当該世帯」という。）であつて、かつ、当該世帯内で最も出生が早い子ども（小学校3学年までのものに限る。）から順に、小学校1学年から3学年までの子ども及び支給認定子どものうち2人目の子どもが法第19条第1項第1号に係る支給認定子ども（以下「1号認定子ども」という。）である場合の当該子どもの利用者負担額は、利用する施設に応じて別表第8又は別表第9に定める額とする。

(1) 当該子どもが特定教育・保育施設（保育所及び認定こども園（長時間利用）に限る。）、認可外保育施設又は特定地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く。）を利用する場合 別表第7に定める額
 (2) 当該子どもが居宅訪問型保育事業を利用する場合 別表第4に定める額に0.5を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、世帯の市区町村住民税所得割合算額が77,101円未満であつて、利用者と同じの世帯に属する者が要保護者等に該当する場合は、当該世帯内で、最も出生が早い2号又は3号認定子どもの利用者負担額を別表第1から別表第4に定める額に0.5を乗じた額とする。

3 前項の規定において、当該世帯内で、最も出生が早い支給認定子どもから順に、2号又は3号認定子どものうち2人目以降の子どもの利用者負担額は、無料とする。

4 前条本文の規定にかかわらず、当該世帯内で、最も出生が早い支給認定子どもから順に、支給認定子どものうち3人目以降の子どもが2号又は3号認定子どもである場合の当該子どもの利用者負担額は、無料とする。
 （教育の利用における利用者負担額の調整）

第6条 第4条本文の規定にかかわらず、生計を一にする世帯のうち、小学校1学年から3学年までの子ども又は特定教育・保育施設、認可外保育施設若しくは特定地域型保育事業を利用する支給認定子どもが2人以上いるもの（以下この条において「当該世帯」という。）であつて、かつ、当該世帯内で最も出生が早い子ども（小学校3学年までのものに限る。）から順に、小学校1学年から3学年までの子ども及び支給認定子どものうち2人目の子どもが法第19条第1項第1号に係る支給認定子ども（以下「1号認定子ども」という。）である場合の当該子どもの利用者負担額は、利用する施設に応じて別表第8又は別表第9に定める額とする。

2 前項の規定にかかわらず、世帯の市区町村住民税所得割合算額が77,101円未満であつて、利用者と同じの世帯に属する者が要保護者等に該当する場合は、当該世帯内で、最も出生が早い1号認定子どもの利用者負担額

現 行

改正案

2 当該世帯内で、最も出生が早い子ども(小学校3学年までのものに限る。)から順に、小学校1学年から3学年までの子ども及び支給認定子どものうち3人目以降の子どもが1号認定子どもである場合の当該子ども利用者の負担額は、無料とする。

を、別表第5から別表第6に定める額に0.5を乗じた額とする。ただしこの場合において、別表第6中「16,100円」とあるのは「7,550円」とする。

3 前項の規定において、当該世帯内で、最も出生が早い支給認定子どもから順に、1号認定子どものうち2人目以降の子どもの利用者負担額は、無料とする。

4 当該世帯内で、最も出生が早い子ども(小学校3学年までのものに限る。)から順に、小学校1学年から3学年までの子ども及び支給認定子どものうち3人目以降の子どもが1号認定子どもである場合の当該子ども利用者の負担額は、無料とする。

(多子世帯における利用者負担額の特例措置)

第7条 第4条から第6条の規定にかかわらず、多子世帯かつ1号認定子ども世帯の市区町村民税所得割合算額が77,101円未満である場合は、特定被監護者等の年齢にかかわらず、2人目の子どもが1号認定子どもである場合の当該子ども利用者の負担額を利用する施設に応じて別表第8又は別表第9に定める額とする。

2 第4条から第6条の規定にかかわらず、多子世帯かつ2号または3号認定子ども世帯の市区町村民税所得割合算額が57,700円未満である場合は、特定被監護者等の年齢にかかわらず、2人目の子どもが2号または3号認定子どもである場合の当該子ども利用者の負担額を別表第1から別表第4に定める額に0.5を乗じた額とする。

3 前2項の場合において、特定被監護者等から順に、3人目以降の子どもが支給認定子どもである場合の当該子ども利用者の負担額は、無料とする。

4 前3項の規定にかかわらず、支給認定子ども世帯の市区町村民税所得割合算額が77,101円未満であつて、利用者と同一の世帯に属する者が要保護者等に該当する場合は、特定被監護者等の年齢にかかわらず、2人目以降の子どもが支給認定子どもである場合の当該子ども利用者の負担額は、無料とする。

改正案	現 行
<p>(特別保育に係る利用料の徴収)</p> <p>第8条 区長は、区が設置する特定教育・保育施設及び認可外保育施設において特別保育を行ったときは、特別保育に係る利用料（以下「特別保育利用料」という。）を利用者から徴収する。</p> <p>2 区が設置する特定教育・保育施設（区立認定こども園を除く。）及び認可外保育施設に係る特別保育利用料の額は、別表第10に定めるとおりとする。</p> <p>3 区立認定こども園に係る特別保育利用料の額は、別表第11に定めるとおりとする。</p> <p>(利用者負担額及び特別保育利用料の決定)</p> <p>第9条 区長は、利用者負担額及び特別保育利用料（以下「利用者負担」という。）を決定し、又は変更したときは、その旨を特定教育・保育施設、認可外保育施設及び特定地域型保育事業の利用者並びにその利用に係る特定教育・保育施設及び認可外保育施設の長並びに特定地域型保育事業者に通知しなければならない。</p> <p>(利用者負担の減額又は免除)</p> <p>第10条 第4条から第8条までの規定にかかわらず、区長は、特別の事情があるとき、利用者負担の減額又は免除を申請に基づき、その利用者負担を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(利用者負担の納期限)</p> <p>第11条 利用者は、前2条の規定により決定された利用者負担を指定された納期限までに納付しなければならない。</p> <p>(督促及び滞納処分)</p> <p>第12条 区長は、区が設置する特定教育・保育施設及び認可外保育施設の利用者が納付すべき金額を納期限までに納付しないときは、期限を指定して督促しなければならない。</p> <p>2 区長は、利用者（認可外保育施設に係るものを除く。）が前項の規定による督促を受け、指定された期限までにその納付すべき金額を納付しない</p>	<p>(特別保育に係る利用料の徴収)</p> <p>第7条 区長は、区が設置する特定教育・保育施設及び認可外保育施設において特別保育を行ったときは、特別保育に係る利用料（以下「特別保育利用料」という。）を利用者から徴収する。</p> <p>2 区が設置する特定教育・保育施設（区立認定こども園を除く。）及び認可外保育施設に係る特別保育利用料の額は、別表第10に定めるとおりとする。</p> <p>3 区立認定こども園に係る特別保育利用料の額は、別表第11に定めるとおりとする。</p> <p>(利用者負担額及び特別保育利用料の決定)</p> <p>第8条 区長は、利用者負担額及び特別保育利用料（以下「利用者負担」という。）を決定し、又は変更したときは、その旨を特定教育・保育施設、認可外保育施設及び特定地域型保育事業の利用者並びにその利用に係る特定教育・保育施設及び認可外保育施設の長並びに特定地域型保育事業者に通知しなければならない。</p> <p>(利用者負担の減額又は免除)</p> <p>第9条 第4条から第7条までの規定にかかわらず、区長は、特別の事情があるとき、利用者負担の減額又は免除を申請に基づき、その利用者負担を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(利用者負担の納期限)</p> <p>第10条 利用者は、前2条の規定により決定された利用者負担を指定された納期限までに納付しなければならない。</p> <p>(督促及び滞納処分)</p> <p>第11条 区長は、区が設置する特定教育・保育施設及び認可外保育施設の利用者が納付すべき金額を納期限までに納付しないときは、期限を指定して督促しなければならない。</p> <p>2 区長は、利用者（認可外保育施設に係るものを除く。）が前項の規定による督促を受け、指定された期限までにその納付すべき金額を納付しない</p>

改正案	現行
<p>ときは、児童福祉法第56条第8項の規定に基づき、地方税の滞納処分の場合により処分することができる。</p> <p>(利用者負担の不還付)</p> <p>第13条 区が設置する特定教育・保育施設、認可外保育施設及び私立認可保育所を利用するために納めた利用者負担は、還付しない。ただし、区長が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(事務の委任)</p> <p>第14条 区長は、この条例に定める事務を足立区教育委員会に委任する。ただし、第3条第1項及び第3項、第7条第1項並びに第10条から前条までに定める事務を除く。</p> <p>(委任)</p> <p>第15条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。</p> <p>付 則</p> <p>付則第1条から第12条 省略</p> <p>(施行期日)</p> <p>第13条 この条例は、公布の日から施行する。 <u>なお、平成28年4月1日から遡って適用する。</u> <u>(経過措置)</u></p> <p>第14条 <u>改正後の足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例第5条第2項から第3項、第6条第2項から第3項および第7条第1項から第4項の規定は、平成28年4月分の利用者負担額から適用し、平成28年3月分までの利用者負担額については、なお従前の例による。</u></p> <p>付則別表第1から第11 省略</p>	<p>ときは、児童福祉法第56条第8項の規定に基づき、地方税の滞納処分の例により処分することができる。</p> <p>(利用者負担の不還付)</p> <p>第12条 区が設置する特定教育・保育施設、認可外保育施設及び私立認可保育所を利用するために納めた利用者負担は、還付しない。ただし、区長が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(事務の委任)</p> <p>第13条 区長は、この条例に定める事務を足立区教育委員会に委任する。ただし、第3条第1項及び第3項、第7条第1項並びに第10条から前条までに定める事務を除く。</p> <p>(委任)</p> <p>第14条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。</p> <p>付 則</p> <p>付則第1条から第12条 省略</p> <p>付則別表第1から第11 省略</p>

第 4 2 号議案

足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の送付について

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 5 月 1 6 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年足立区条例第 5 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 8 条第 7 号イ中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第 3 項第 1 号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第 3 項第 2 号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同条第 3 項第 2 号、第 3 号及び第 9 号」を「同条第 3 項第 3 号、第 4 号及び第 1 0 号」に改める。

第 4 3 条第 7 号イ中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第 3 項第 1 号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第 3 項第 2 号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同条第 3 項第 2 号、第 3 号及び第 9 号」を「同条第 3 項第 3 号、第 4 号及び第 1 0 号」に改める。

付 則

この条例は公布の日から施行する。

(提案理由)

建築基準法施行令改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。

第 4 2 号 議 案 説 明 資 料

平成 2 8 年 5 月 1 6 日

件 名	足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の送付について
所管部課名	子ども家庭部子ども施設入園課
内 容	<p>足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年足立区条例第 5 4 号）の一部を次のように改正する。</p> <p>1 改正の理由 「建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令」（平成 2 8 年 1 月政令第 6 号）に伴い、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」（平成 2 8 年 2 月厚生労働省令第 2 3 号）が公布されたため、これに伴い条例の改正を行う。</p> <p>2 主な改正内容（詳細は、別紙新旧対照表のとおり） 建築基準法施行令において、防火・避難に関する規制の合理化が行われ、これまでの安全性能の維持を前提に建築の基準が見直された。これを受けて国が改正した保育等の基準に合わせ、区の基準を定める条文の改正を行う。対象となる施設は、小規模保育事業と事業所内保育事業の施設である。</p> <p>（1）建物の 4 階以上に保育室を設置する場合に必要な特別避難階段に関して、保育室と特別避難階段との間にある付室の建築仕様を定める規定に加え、付室と特別避難階段全体で一定の排煙性能を満たした場合も可とする内容について、国の保育等の基準と同様に改正する。</p> <p>（2）建築基準法施行令の条文の番号等の変更について、国の保育等の基準と同様に改正する。</p> <p>3 改正年月日 公布の日からとする。</p>
今後の方針	<p>1 国の示す基準に基づき、適正な運用を図っていく。</p> <p>2 国が改正した保育等の基準のうち、保育士の配置基準等については、これまでの基準のままとし条例改正は行わない。</p>

足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>○足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年9月30日条例第54号</p> <p>足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を公布する。</p> <p>足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p>第1条から第27条 省略</p> <p>(設備の基準)</p> <p>第28条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。</p> <p>(2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。</p> <p>(3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>(4) 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号並びに第33条第4号及び第5号において同じ。）調理設備及び便所を設けること。</p> <p>(5) 保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は同号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。</p> <p>(6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>(7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3</p>	<p>○足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年9月30日条例第54号</p> <p>足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を公布する。</p> <p>足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p>第1条から第27条 省略</p> <p>(設備の基準)</p> <p>第28条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。</p> <p>(2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。</p> <p>(3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>(4) 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号並びに第33条第4号及び第5号において同じ。）調理設備及び便所を設けること。</p> <p>(5) 保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は同号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。</p> <p>(6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>(7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3</p>

現行

階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。

- ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
- イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	以常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段
	上の階	2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定す

改正案

階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。

- ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
- イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	以常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段
	上の階	2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定す

現行		改正案	
	<p>る構造の屋外階段</p> <p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かつて開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めたる構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。）</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>		<p>る構造の屋外階段</p> <p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合は除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>
避難用		避難用	
第29条から第42条 省略	<p>（保育所型事業所内保育事業所の設備の基準）</p> <p>第43条 事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。第45条及び第46条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>（1）乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室（当該保育所型事業</p>	第29条から第42条 省略	<p>（保育所型事業所内保育事業所の設備の基準）</p> <p>第43条 事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。第45条及び第46条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>（1）乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室（当該保育所型事業</p>

現行

所内保育事業所を設置し及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。)及び便所を設けること。

(2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

(3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。

(4) 満2歳以上の幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(保育所型事業所内保育事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。)、調理室及び便所を設けること。

(5) 保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は同号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

(6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。

(7) 保育室等を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火建築物

改正案

所内保育事業所を設置し及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。)及び便所を設けること。

(2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

(3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。

(4) 満2歳以上の幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(保育所型事業所内保育事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。)、調理室及び便所を設けること。

(5) 保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は同号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

(6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。

(7) 保育室等を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火建築物

現行		改正案	
	火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備		火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備
3階	<p>4 屋外階段</p> <p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 屋外階段</p> <p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</p> <p>3 屋外階段</p>	3階	<p>4 屋外階段</p> <p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 屋外階段</p> <p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</p> <p>3 屋外階段</p>
4階以上の階	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p> <p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 (ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かつて開くことのできる窓若しくは排煙設備(同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。)を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。)</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造</p>	4階以上の階	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p> <p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 (ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。)</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定す</p>

現行		改正案	
	の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段		る構造の屋外階段
第44条から第49条 省略		第44条から第49条 省略	
		付則 この条例は、公布の日から施行する。	

第45号議案

足立区教育委員会教育長の事業及び事務従事について
上記の議案を提出する。

平成28年5月16日

提出者 足立区教育委員会教育長 定野 司

足立区教育委員会教育長の事業及び事務従事について
足立区教育委員会教育長に依頼のあった事業及び事務について、下記
のとおり従事する。

記

従事日時	従事内容	依頼元
6月2日(木) 13:00~17:00 6月3日(金) 9:30~16:30	NOMA行政管理講座講師 「新任担当者のための財政基礎実務」	一般社団法人 日本経営協会
7月14日(木) 13:00~17:00	NOMA行政管理講座講師 「財政危機を乗り越えるための行政改革」	一般社団法人 日本経営協会
7月26日(火) 13:00~17:00 7月27日(水) 9:30~16:30	NOMA行政管理講座講師 「地方自治体における これからの予算 編成と執行管理のあり方」	一般社団法人 日本経営協会
8月9日(火) 13:00~17:00 8月10日(水) 9:30~16:30	島根県市町村総合事務組合研修会講師 「地方自治体における これからの予算 編成と執行管理のあり方」	島根県市町村 総合事務組合

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第7項の規定に基づき、足立区教育委員会の許可を受ける必要があるため、この案を提出いたします。

第 4 5 号 議 案 説 明 資 料

平成28年5月16日

件 名	足立区教育委員会教育長の事業及び事務従事について
所管部課名	学校教育部 教育政策課
内 容	<p>1 提案理由</p> <p>足立区教育委員会教育長に対する講師依頼へ応じるにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第7項の規定に基づき、足立区教育委員会の許可を受ける必要があるため。</p> <p>2 従事内容等</p> <p>(1) NOMA行政管理講座講師（福岡県福岡市） 日時：6月 2日（木）午後1時～午後5時 6月 3日（金）午前9時30分～午後4時30分 内容：講座「新任担当者のための財政基礎実務」</p> <p>(2) NOMA行政管理講座講師（東京都渋谷区） 日時：7月14日（木）午後1時～午後5時 内容：講座「財政危機を乗り越えるための行政改革」</p> <p>(3) NOMA行政管理講座講師（福岡県福岡市） 日時：7月26日（火）午後1時～午後5時 7月27日（水）午前9時30分～午後4時30分 内容：講座「地方自治体における これからの予算編成と執行管理のあり方」</p> <p>(4) 島根県市町村総合事務組合研修会講師（島根県松江市） 日時：8月 9日（火）午後1時～午後5時 8月10日（水）午前9時30分～午後4時30分 内容：講座「地方自治体における これからの予算編成と執行管理のあり方」</p>
今後の方針	<p>従事日が勤務日にあたる場合は、年次有給休暇を取得し、対応する。 また、業務に支障のないよう、教育委員会事務局内で調整を図る。</p>

教 育 委 員 会 報 告

平成28年5月16日

件 名	平成28年度足立区育英資金の募集について
所管部課名	学校教育部学務課
内 容	<p>平成28年度育英資金の募集について、償還免除型奨学金予約募集を新たに加え、次のとおり実施する。</p> <p>1 緊急募集 家計状況の急激な悪化等により、修学資金の貸付を希望する在学学生を対象に学生を募集する。</p> <p>(1) 募集期間 平成28年5月25日～7月6日 (2) 応募資格 高校・大学等に在学していること。 (3) 募集人員 【通常枠】高校生・大学生合わせて20名程度 【特例枠】高校生・大学生合わせて 2名程度 (4) 貸付期間 平成28年10月から正規の修学期間</p> <p>2 通常募集 平成29年度進学及び在学により、入学資金又は就学資金の貸付を希望する奨学生を募集する。</p> <p>(1) 春期募集 ① 募集期間 平成28年5月25日～7月6日 ② 応募資格 高校・大学等に平成29年度より入学予定、または現在在学していること。 ③ 募集人員 【通常枠】高校生 25名・大学生 25名 【特例枠】高校生 3名・大学生 3名(予定) ④ 貸付期間 平成29年4月から正規の修学期間</p> <p>(2) 秋期募集 ① 募集期間 平成28年10月上旬～11月下旬(予定) ② 応募資格 高校・大学等に平成29年度より入学予定、または現在在学していること。 ③ 募集人員 【通常枠】高校生 25名・大学生 25名 【特例枠】高校生 3名・大学生 3名(予定) ④ 貸付期間 平成29年4月から正規の修学期間</p> <p>3 償還免除型育英資金(新規事業) 下記のすべての条件を満たす者に、足立区育英資金の貸付金額の半額を償還免除する新制度の予約募集を開始する。ただし、免除金額の上限は100万円とする。</p>

	<p>① 募集期間 春期募集 平成28年5月25日～7月6日 秋期募集 平成28年10月上旬～11月下旬（予定）</p> <p>② 応募資格 高校・大学等に平成29年度より入学予定、または現在在学していること。</p> <p>③ 募集人員 高校・大学各10名（春期募集5名、秋期募集5名づつ）</p> <p>④ 貸付期間 平成29年4月から正規の修学期間</p> <p>⑤ 貸付条件</p> <p>ア 足立区在住の者（6か月以上住所を有すること）</p> <p>イ 申込み直近の学業成績の平均が、5段階評価で「4.0」以上の者</p> <p>ウ 経済的に修学が困難な者（世帯所得が生活保護基準×1.5倍未満）</p> <p>エ 足立区育英資金の奨学生として進学した者が、正規の修業年限で卒業すること。</p> <p>オ 卒業後、引き続き3年以上区内に在住すること。</p> <p>カ 卒業後、10年以内に、2年以上区に住民税を納税すること。</p>
<p>今後の方針</p>	<p>募集告知について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あだち広報及び区ホームページを通じての募集 ・区民事務所等での募集案内配布、区施設にポスター掲示 ・区立中学校3年生全員に募集案内配布、ポスター掲示 ・近隣高校及び区内大学へ募集要項等配布、ポスター掲示

教育委員会情報連絡

平成28年5月16日

件名	平成28年度 小・中学校の児童・生徒数及び学級数について (平成28年4月7日現在)																																																
所管部課名	学校教育部 学務課																																																
内容	<p>平成28年度の各小・中学校児童生徒数及び学級数 (平成28年4月7日現在) については、別紙添付資料「<u>児童生徒数及び学級数一覧表</u>」のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 小学校</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">(1)</td> <td style="width: 70%;">児童数 (普通学級)</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">31,163人 (123)</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>児童数 (特別支援学級 固定級)</td> <td style="text-align: right;">275人 (8)</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>児童数 (特別支援学級 通級学級)</td> <td style="text-align: right;">264人 (△ 75) *</td> </tr> <tr> <td>(4)</td> <td>児童数 (特別支援教室【訪問】)</td> <td style="text-align: right;">261人 (新規実施) *</td> </tr> <tr> <td>(5)</td> <td>学級数 (普通学級)</td> <td style="text-align: right;">1,020学級 (4)</td> </tr> <tr> <td>(6)</td> <td>学級数 (特別支援学級固定級)</td> <td style="text-align: right;">42学級 (△ 1)</td> </tr> <tr> <td>(7)</td> <td>学級数 (特別支援学級 通級)</td> <td style="text-align: right;">25学級 (△ 7)</td> </tr> <tr> <td>(8)</td> <td>学級数 (特別支援教室【訪問】)</td> <td style="text-align: right;">23学級 (新規実施)</td> </tr> </table> <p>2 中学校</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">(1)</td> <td style="width: 70%;">生徒数 (普通学級)</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">13,798人 (△252)</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>生徒数 (特別支援学級固定級)</td> <td style="text-align: right;">189人 (7)</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>生徒数 (特別支援学級 通級)</td> <td style="text-align: right;">110人 (22) *</td> </tr> <tr> <td>(4)</td> <td>生徒数 (第四中学校夜間学級)</td> <td style="text-align: right;">83人 (9)</td> </tr> <tr> <td>(5)</td> <td>学級数 (普通学級)</td> <td style="text-align: right;">410学級 (△ 7)</td> </tr> <tr> <td>(6)</td> <td>学級数 (特別支援学級固定級)</td> <td style="text-align: right;">26学級 (1)</td> </tr> <tr> <td>(7)</td> <td>学級数 (特別支援学級 通級)</td> <td style="text-align: right;">12学級 (2)</td> </tr> <tr> <td>(8)</td> <td>学級数 (第四中学校夜間学級)</td> <td style="text-align: right;">6学級 (-)</td> </tr> </table> <p>3 少人数学級 (35人学級) の推進について</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 小学校1年生：平成23年度から、国基準で実施。 (2) 小学校2年生：平成24年度から、都基準で実施。 (3) 中学校1年生：平成25年度から、都基準で実施。 <p>・ () 内は対前年度増減 ・ * 「特別支援学級 通級」と「特別支援教室【訪問】」の児童数は、普通学級の児童生徒数の内数</p>	(1)	児童数 (普通学級)	31,163人 (123)	(2)	児童数 (特別支援学級 固定級)	275人 (8)	(3)	児童数 (特別支援学級 通級学級)	264人 (△ 75) *	(4)	児童数 (特別支援教室【訪問】)	261人 (新規実施) *	(5)	学級数 (普通学級)	1,020学級 (4)	(6)	学級数 (特別支援学級固定級)	42学級 (△ 1)	(7)	学級数 (特別支援学級 通級)	25学級 (△ 7)	(8)	学級数 (特別支援教室【訪問】)	23学級 (新規実施)	(1)	生徒数 (普通学級)	13,798人 (△252)	(2)	生徒数 (特別支援学級固定級)	189人 (7)	(3)	生徒数 (特別支援学級 通級)	110人 (22) *	(4)	生徒数 (第四中学校夜間学級)	83人 (9)	(5)	学級数 (普通学級)	410学級 (△ 7)	(6)	学級数 (特別支援学級固定級)	26学級 (1)	(7)	学級数 (特別支援学級 通級)	12学級 (2)	(8)	学級数 (第四中学校夜間学級)	6学級 (-)
(1)	児童数 (普通学級)	31,163人 (123)																																															
(2)	児童数 (特別支援学級 固定級)	275人 (8)																																															
(3)	児童数 (特別支援学級 通級学級)	264人 (△ 75) *																																															
(4)	児童数 (特別支援教室【訪問】)	261人 (新規実施) *																																															
(5)	学級数 (普通学級)	1,020学級 (4)																																															
(6)	学級数 (特別支援学級固定級)	42学級 (△ 1)																																															
(7)	学級数 (特別支援学級 通級)	25学級 (△ 7)																																															
(8)	学級数 (特別支援教室【訪問】)	23学級 (新規実施)																																															
(1)	生徒数 (普通学級)	13,798人 (△252)																																															
(2)	生徒数 (特別支援学級固定級)	189人 (7)																																															
(3)	生徒数 (特別支援学級 通級)	110人 (22) *																																															
(4)	生徒数 (第四中学校夜間学級)	83人 (9)																																															
(5)	学級数 (普通学級)	410学級 (△ 7)																																															
(6)	学級数 (特別支援学級固定級)	26学級 (1)																																															
(7)	学級数 (特別支援学級 通級)	12学級 (2)																																															
(8)	学級数 (第四中学校夜間学級)	6学級 (-)																																															
今後の方針																																																	

平成28年度 小学校別 児童数・学級数（通常学級）

平成28年4月7日現在

番号	小学校名	児童数							学級数						
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
1	千寿第八	94	98	86	94	67	67	506	3	3	3	3	2	2	16
2	西新井	96	104	91	83	82	71	527	3	3	3	3	3	2	17
3	西新井第一	57	80	66	80	67	77	427	2	3	2	2	2	2	13
4	西新井第二	58	62	66	62	61	69	378	2	2	2	2	2	2	12
5	西伊興	77	84	60	61	64	52	398	3	3	2	2	2	2	14
6	興本	74	77	75	73	67	66	432	3	3	2	2	2	2	14
7	本木	82	70	95	74	70	83	474	3	2	3	2	2	3	15
8	寺地	58	54	45	54	43	40	294	2	2	2	2	2	1	11
9	関原	67	63	64	65	57	60	376	2	2	2	2	2	2	12
10	江北	36	51	43	40	45	42	257	2	2	2	1	2	2	11
11	高野	61	48	50	58	45	58	320	2	2	2	2	2	2	12
12	扇	44	55	42	50	39	50	280	2	2	2	2	1	2	11
13	鹿浜第一	100	96	116	102	89	112	615	3	3	3	3	3	3	18
14	北鹿浜	54	48	51	62	47	60	322	2	2	2	2	2	2	12
15	鹿浜西	33	29	34	36	48	43	223	1	1	1	1	2	2	8
16	新田	228	246	209	224	175	170	1252	7	8	6	6	5	5	37
17	宮城	94	85	63	82	65	67	456	3	3	2	3	2	2	15
18	舍人	101	80	101	66	69	62	479	3	3	3	2	2	2	15
19	梅島	101	102	131	104	93	103	634	3	3	4	3	3	3	19
20	梅島第一	43	48	37	36	54	43	261	2	2	1	1	2	2	10
21	梅島第二	60	58	53	50	47	50	318	2	2	2	2	2	2	12
22	島根	90	81	90	91	91	101	544	3	3	3	3	3	3	18
23	亀田	134	125	130	103	79	47	618	4	4	4	3	2	2	19
24	栗原	64	61	61	62	83	82	413	2	2	2	2	3	3	14
25	栗島	70	88	65	60	61	80	424	2	3	2	2	2	2	13
26	加平	98	86	100	68	49	37	438	3	3	3	2	2	1	14
27	東栗原	64	65	70	73	86	76	434	2	2	2	2	3	2	13
28	弥生	76	91	96	88	96	106	553	3	3	3	3	3	3	18
29	弘道	46	44	51	61	47	56	305	2	2	2	2	2	2	12
30	弘道第一	58	57	57	66	64	50	352	2	2	2	2	2	2	12
31	青井	65	50	59	58	50	57	339	2	2	2	2	2	2	12
32	綾瀬	131	134	120	157	129	132	803	4	4	3	4	4	4	23
33	東加平	96	82	97	91	74	90	530	3	3	3	3	2	3	17
34	東湍江	120	113	136	131	119	119	738	4	4	4	4	3	3	22
35	中川	85	95	93	93	81	92	539	3	3	3	3	3	3	18
36	中川北	85	84	89	97	78	88	521	3	3	3	3	2	3	17
37	北三谷	68	90	52	57	67	86	420	2	3	2	2	2	3	14
38	大谷田	54	43	37	49	38	43	264	2	2	1	2	1	2	10
39	長門	43	54	58	69	56	56	336	2	2	2	2	2	2	12
40	花畑	61	54	61	68	59	75	378	2	2	2	2	2	2	12
41	花畑第一	55	57	52	55	57	62	338	2	2	2	2	2	2	12

平成28年度 小学校別 児童数・学級数（通常学級）

平成28年4月7日現在

番号	小学校名	児童数							学級数						
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
42	花畑西	60	70	92	68	65	67	422	2	2	3	2	2	2	13
43	花保	100	89	84	89	93	75	530	3	3	3	3	3	2	17
44	溯江	73	74	68	66	82	92	455	3	3	2	2	3	3	16
45	溯江第一	88	113	93	119	95	115	623	3	4	3	3	3	3	19
46	保木間	50	65	68	66	65	69	383	2	2	2	2	2	2	12
47	竹の塚	54	55	60	53	56	66	344	2	2	2	2	2	2	12
48	伊興	92	87	101	97	103	109	589	3	3	3	3	3	3	18
49	東伊興	83	104	102	91	92	100	572	3	3	3	3	3	3	18
50	中島根	79	87	77	79	83	83	488	3	3	2	2	3	3	16
51	古千谷	103	99	90	100	86	104	582	3	3	3	3	3	3	18
52	東綾瀬	78	88	83	54	62	64	429	3	3	3	2	2	2	15
53	栗原北	89	79	86	82	80	102	518	3	3	3	3	2	3	17
54	平野	73	67	67	61	76	79	423	3	2	2	2	2	2	13
55	辰沼	76	81	89	74	67	64	451	3	3	3	2	2	2	15
56	六木	85	77	86	87	81	81	497	3	3	3	3	3	3	18
57	中川東	56	49	55	51	56	55	322	2	2	2	2	2	2	12
58	皿沼	52	48	61	38	52	51	302	2	2	2	1	2	2	11
59	舎人第一	86	83	84	82	76	74	485	3	3	3	3	2	2	16
60	千寿本町	67	68	66	65	84	69	419	2	2	2	2	3	2	13
61	千寿桜	80	73	48	69	60	67	397	3	3	2	2	2	2	14
62	桜花	66	70	60	64	62	48	370	2	2	2	2	2	2	12
63	西保木間	32	49	39	46	55	56	277	1	2	1	2	2	2	10
64	足立入谷	17	37	21	31	41	33	180	1	2	1	1	2	1	8
65	千寿	104	100	87	71	72	91	525	3	3	3	2	2	3	16
66	千寿常東	103	104	88	83	98	84	560	3	3	3	3	3	3	18
67	千寿双葉	94	71	68	78	56	78	445	3	3	2	2	2	2	14
68	足立	119	99	87	86	118	115	624	4	3	3	3	3	3	19
69	鹿浜五色桜	67	58	70	93	63	84	435	2	2	2	3	2	3	14
合計		5,307	5,336	5,232	5,196	4,937	5,155	31,163	180	184	169	163	161	163	1,020

…『小2の教員加配』対象校。

(学校教育部 学務課)

平成28年度 中学校別 生徒数・学級数（通常学級）

平成28年4月7日現在

番号	中学校名	生徒数				学級数				
		1年	2年	3年	合計	1年	2年	3年	複式	合計
1	第一	59	74	120	253	2	2	3		7
2	第四	192	203	195	592	6	6	5		17
3	第五	96	99	97	292	3	3	3		9
4	第六	76	110	84	265	3	3	3		9
5	第七	121	129	130	380	4	4	4		12
6	第九	179	186	199	564	6	5	5		16
7	第十	162	166	165	493	5	5	5		15
8	第十一	251	211	219	661	7	6	6		19
9	第十二	130	131	154	415	4	4	4		12
10	第十三	194	183	198	575	6	5	5		16
11	第十四	270	273	271	814	8	7	7		22
12	江南	45	28	40	113	2	1	1		4
13	新田	134	93	97	324	4	3	3		10
14	江北	66	58	73	197	2	2	2		6
15	鹿浜菜の花	168	161	142	471	5	5	4		14
16	東島根	99	86	98	283	3	3	3		9
17	溯江	202	235	235	672	6	6	6		18
18	竹の塚	85	78	83	246	3	2	3		8
19	東綾瀬	189	168	188	545	6	5	5		16
20	青井	44	31	65	140	2	1	2		5
21	花畑	70	33	43	146	2	1	2		5
22	蒲原	194	173	197	564	6	5	5		16
23	西新井	209	198	195	602	6	5	5		16
24	入谷	53	31	65	149	2	1	2		5
25	上沼田	9	29	58	96	1	1	2		4
26	伊興	156	191	201	548	5	5	6		16
27	花畑北	59	69	54	182	2	2	2		6
28	花保	59	71	101	231	2	2	3		7
29	谷中	160	167	163	490	5	5	5		15
30	栗島	65	82	89	236	2	3	3		8
31	扇	92	93	98	283	3	3	3		9
32	加賀	70	77	96	243	2	2	3		7
33	入谷南	99	115	87	301	3	3	3		9
34	六月	199	191	179	560	6	5	5		16
35	千寿青葉	103	132	122	362	4	4	4		12
36	千寿桜堤	170	167	173	510	5	5	5		15
小計		4,502	4,522	4,774	13,798	143	130	137		410
	四中夜間（一般）	1	2	30	33	1	1	1		3
	四中夜間（日本語）	0	18	32	50				3	3
合計		4,503	4,542	4,836	13,881	144	131	138	3	416

…『中1の教員加配』対象校。

（学校教育課 学務課）

平成28年度 児童・生徒・学級数 (特別支援学級)

■小学校

平成28年4月7日現在

区分	障がい種別	No	学校名	児童数						学級数			
				1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	28年度	前年度	増減
固定級	知的	1	千寿常東	1	4	2	1	1	2	11	2	2	
		2	本木	2	1	3	2	4	4	16	2	2	
		3	関原		1	3	3	2	3	12	2	2	
		4	高野	4	7	4	3		2	20	3	3	
		5	鹿浜第一	2	2	2	4	3	4	17	3	2	1
		6	新田	2	3	2	1		1	9	2	1	1
		7	梅島第二	4	1	3	5		2	15	2	2	
		8	東湊江	4	4	4	2	1	5	20	3	3	
		9	花畑			1	1	2	3	7	1	2	-1
		10	湊江	1	4	8	2		4	19	3	3	
		11	青井		2	1	3	5	5	16	2	2	
		12	古千谷	1	4	2	2	7	3	19	3	3	
		13	平野	3	2	7	2	4	3	21	3	3	
		14	六木	5	2	1	6	5	4	23	3	3	
		15	千寿桜			1	1	1	4	7	1	1	
		16	宮城		1	2	1	1		5	1	2	-1
		17	桜花	1		1	1	1	3	7	1	2	-1
		18	西伊興	4	5	1	3	2	6	21	3	3	
		19	足立	1	3	3		1	2	10	2	2	
固定級 合計				35	46	51	43	40	60	275	42	43	-1
通級	弱視	1	足立	1	3	1	2	1		8	1	1	
		小計			1	3	1	2	1		8	1	1
	難聴	2	弥生	3	1	3	2	1	1	11	1	1	
		3	中川東	休学級									
		4	千寿本町	1		1	3		2	7	1	1	
	小計			4	1	4	5	1	3	18	2	2	
	言語	5	弥生	7	16	2	10	5	6	46	3	3	
		6	中川東	3	10	5	1	1	5	25	2	2	
		7	千寿本町	2	9	7	3	5		26	2	2	
	小計			12	35	14	14	11	11	97	7	7	
情緒	8	辰沼	3	4	5	6	7	8	33	4	6	-2	
	9	保木間	7	11	17	7	12	5	59	6	9	-3	
	10	鹿浜五色桜	3	5	8	10	13	10	49	5	7	-2	
小計			13	20	30	23	32	23	141	15	22	-7	
通級 合計				30	59	49	44	45	37	264	25	32	-7
特別支援教室	情緒	23校		25	43	50	44	54	45	261	23		
	小計			25	43	50	44	54	45	261	23		
訪問 合計				25	43	50	44	54	45	261	23		

※特別支援学級(訪問)は、平成28年4月より順次導入[平成30年度までに全小学校に導入予定]

■中学校

平成28年4月7日現在

区分	障がい種別	No	学校名	生徒数				学級数		
				1年	2年	3年	合計	28年度	前年度	増減
固定級	知的	1	第一	10	6	5	21	3	3	
		2	第六	4	8	8	20	3	3	
		3	第七	13	6	13	32	4	3	1
		4	鹿浜菜の花	4	4	9	17	3	3	
		5	第十三	11	13	8	32	4	4	
		6	東綾瀬	6	12	5	23	3	3	
		7	伊興	5	9	7	21	3	3	
		8	栗島	8	7	8	23	3	3	
固定級 合計				61	65	63	189	26	25	1
通級	情緒	1	第十	17	17	25	59	6	5	1
		2	花保	11	21	19	51	6	5	1
通級 合計				28	38	44	110	12	10	2

平成28年度 児童・生徒数(特別支援教室) 補足資料

■特別支援教室(訪問)導入校

平成28年4月7日現在

障がい種別	No	学校名 (拠点校)	児 童 数						合計
			1年	2年	3年	4年	5年	6年	
情緒	1	辰沼	0	3	5	4	3	4	19
	2	中川	0	1	0	0	0	1	2
	3	中川北	0	1	3	4	0	1	9
	4	中川東	0	0	1	0	1	0	2
	5	六木	0	1	1	1	3	0	6
	6	保木間	0	5	6	3	6	2	22
	7	中島根	1	2	3	4	3	3	16
	8	淵江	0	3	4	1	2	5	15
	9	淵江第一	3	0	2	0	0	0	5
	10	西保木間	0	1	0	2	2	0	5
	11	竹の塚	1	2	4	3	1	1	12
	12	鹿浜五色桜	2	2	3	7	4	4	22
	13	鹿浜第一	0	1	1	1	5	3	11
	14	北鹿浜	1	4	1	2	4	5	17
	15	鹿浜西	0	2	1	1	2	4	10
	16	皿沼	4	1	2	1	9	2	19
	17	新田	2	1	2	1	2	3	11
	18	千寿	1	5	4	1	2	0	13
	19	千寿本町	1	2	1	0	2	0	6
	20	千寿双葉	3	3	2	2	0	5	15
	21	千寿常東	3	1	2	4	1	1	12
	22	千寿桜	1	2	0	0	1	1	5
	23	千寿第八	2	0	2	2	1	0	7
訪問 合計 (通級継続利用を除く)			25	43	50	44	54	45	261

■通級利用者の内訳

障がい種別	No	学校名 (通級先)	児 童 数						合計
			1年	2年	3年	4年	5年	6年	
情緒	1	辰沼	3	4	5	6	7	8	33
	6	保木間	7	11	17	7	12	5	59
	12	鹿浜五色桜	3	5	8	10	13	10	49
通級継続利用者 合計			13	20	30	23	32	23	141

※特別支援教室(訪問)の拠点校に在籍しているにも関わらず「通級」を継続利用している児童(26名)を含む

(学校教育部 学務課)

教育委員会情報連絡

平成28年 5月16日

件名	平成28年度 小学校通学路への防犯カメラの設置について										
所管部課名	学校教育部学務課										
内 容	<p>「東京都通学路防犯設備整備補助金」を活用した、小学校通学路の防犯カメラの設置について、平成28年度は次のとおり行うこととする。</p> <p>1 平成28年度設置予定校（15校）</p> <p style="margin-left: 20px;">（1）千住警察署管内：千寿双葉</p> <p style="margin-left: 20px;">（2）綾瀬警察署管内：弘道、辰沼、長門、東綾瀬、東湊江</p> <p style="margin-left: 20px;">（3）西新井警察署管内：梅島、江北、島根、西新井第一、宮城</p> <p style="margin-left: 20px;">（4）竹の塚警察署管内：足立入谷、桜花、西伊興、花畑西</p> <p>2 設置台数 一校あたり5台設置する。</p> <p>3 東京都通学路防犯設備整備補助金の補助内容 区市町村が通学路に設置する防犯カメラの整備に係る経費の2分の1（1台上限190,000円）を東京都が補助する。なお、小学校1校あたり5台を目安とし、維持管理費用は除く。</p> <p>4 区負担額（予算額）</p> <p style="margin-left: 20px;">（1）設置費用 @380,000円×5台×15校×1/2（区負担率）=14,250,000円</p> <p style="margin-left: 20px;">（2）既設置分の維持費等 電気料金、共架料、メンテナンス委託等合計 2,718,000円</p> <p>5 設置のスケジュール</p> <table style="width: 100%; margin-left: 20px;"> <tr> <td>（1）設置予定校への説明</td> <td style="text-align: right;">4月中旬</td> </tr> <tr> <td>（2）学校での設置場所（案）作成</td> <td style="text-align: right;">5月末まで</td> </tr> <tr> <td>（3）設置場所の調査・決定</td> <td style="text-align: right;">6月から8月まで</td> </tr> <tr> <td>（4）業者選定・契約</td> <td style="text-align: right;">9月から10月まで</td> </tr> <tr> <td>（5）カメラの設置</td> <td style="text-align: right;">平成29年3月までに設置</td> </tr> </table> <p>6 設置済の小学校（25校）</p> <p style="margin-left: 20px;">（1）千住警察署管内：千寿桜、千寿常東、千寿第八、千寿本町</p> <p style="margin-left: 20px;">（2）綾瀬警察署管内：青井、大谷田、北三谷、弘道第一、東加平、東栗原、六木</p>	（1）設置予定校への説明	4月中旬	（2）学校での設置場所（案）作成	5月末まで	（3）設置場所の調査・決定	6月から8月まで	（4）業者選定・契約	9月から10月まで	（5）カメラの設置	平成29年3月までに設置
（1）設置予定校への説明	4月中旬										
（2）学校での設置場所（案）作成	5月末まで										
（3）設置場所の調査・決定	6月から8月まで										
（4）業者選定・契約	9月から10月まで										
（5）カメラの設置	平成29年3月までに設置										

	<p>(3) 西新井警察署管内：栗原、皿沼、鹿浜五色桜、鹿浜第一、寺地 中島根、西新井</p> <p>(4) 竹の塚警察署管内：古千谷、竹の塚、舎人、舎人第一、花畑 花畑第一、花保</p>
<p>今後の方針</p>	<p>平成30年度までに、小学校全校の通学路防犯カメラ設置を完了する。</p>

教育委員会情報連絡

平成28年5月16日

件名	平成28年度足立はばたき塾・土曜塾の開講及び第2次募集の実施について
所管部課名	学校教育部 学力定着対策室 学力定着推進課
内 容	<p>下記のとおり、足立はばたき塾及び足立土曜塾の平成28年度講座を開講した。また、足立はばたき塾生の第2次募集を実施する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 平成28年度講座の開講について</p> <p>(1) 足立はばたき塾</p> <p>①開講日 平成28年4月2日(土) (～平成29年2月18日(土)閉講予定)</p> <p>②会 場 こども支援センターげんき</p> <p>③内 容 毎週土曜日の定期講座、夏季・冬季集中講座 等</p> <p>④参加生徒 43名(定員100名)</p> <p>⑤受託事業者 ㈱エデュケーショナルネットワーク</p> <p>(2) 足立土曜塾</p> <p>①開講日 平成28年4月16日(土) (～平成29年1月14日(土)閉講予定)</p> <p>②会 場 千寿本町小学校</p> <p>③内 容 毎週土曜日の定期講座、夏季・冬季集中講座 等</p> <p>④参加生徒 30名(定員40名)</p> <p>⑤受託事業者 ㈱エデュケーショナルネットワーク</p> <p>2 足立はばたき塾生第2次募集の実施について</p> <p>(1) 対象者</p> <p>①区立中学3年生で、学習意欲が高く、都立の進学重点校などを目指す者で、経済的理由などにより塾等の学習機会の少ない生徒</p> <p>②足立土曜塾参加生徒</p> <p>(2) 申込方法 在籍中学校を通じて本人申し込み</p> <p>(3) 申込期限 平成28年5月20日(金)</p> <p>(4) 選考方法 所得審査及び学力審査</p> <p>(5) 学力審査実施日 平成28年6月4日(土)又は11日(土) ※学校行事に応じていずれか参加可能な日に受検</p> <p>(6) 合格者の扱い 6月下旬に学校を通じて合格を通知し、7月3日(日)定期講座より参加する。</p>
今後の方針	<p>(1) 受託事業者において、生徒個々の志望校合格に向けた効果的な授業運営を図っていく。</p> <p>(2) 第2次募集における選考合格者数と定員の状況に応じて、今後第3次募集(9月3日(土)予定)の実施を検討する。</p>

教育委員会情報連絡

平成28年5月16日

件名	ギャラクシティの平成27年度利用状況について						
所管部課名	子ども家庭部 青少年課						
内 容	1 利用者数 平成25年4月1日にギャラクシティがリニューアルオープンし3年が経過した。平成27年度利用者状況を下記のとおり報告する。 <div style="text-align: right;">単位：人</div>						
	総利用者		こども未来創造館				西新井 文化ホール
			体験 エリア	まるちたい けんドーム	貸室利用	小計	
	4月	126,884	102,030	7,905	6,559	116,494	10,390
	5月	136,726	106,910	10,223	9,097	126,230	10,496
	6月	132,068	105,132	10,564	7,699	123,395	8,673
	7月	172,786	138,312	14,875	8,973	162,160	10,626
	8月	225,383	182,994	21,241	11,727	215,962	9,421
	9月	121,904	95,761	10,284	7,268	113,313	8,591
	10月	131,435	99,741	8,712	9,756	118,209	13,226
	11月	152,312	110,225	10,256	14,094	134,575	17,737
	12月	136,287	96,707	8,297	10,942	115,946	20,341
	1月	106,265	90,699	9,152	6,414	106,265	0
	2月	106,128	88,818	8,029	9,281	106,128	0
	3月	131,639	112,192	10,149	9,298	131,639	0
合計	1,679,817	1,329,521	129,687	111,108	1,570,316	109,501	
※（参考）図書カウンター利用者 11,157 人 ※「体験エリア」利用者とは、プログラムを利用した延べ人数。							

事業実施報告（4月）

行事名	実施日	会場	参加人数
中高生の居場所づくり	毎週水・日曜日（9回）	新田地域学習 センター他	延べ 40人
	毎週水・土曜日（7回）	東京未来大 福祉保育専門学校	8人
	第1・3土曜日（2回）	神明住区センター	12人
サイエンスラボ スペース シュミレーターコース	2日（土）	ギャラクシティ	6人
Gユニ定例会 ワークショップ	6日（水） 23日（土） 24日（日）	ギャラクシティ	延べ29人
あだち日曜教室	10日（日）	庁舎ホール	48人
帝京科学大学連携 ふれあい動物教室	16日（土）	西伊興小学校	90人
プラネタリウム投影	16日（土）	ギャラクシティ	90人
サイエンスラボ ロボットくらぶ	16日（土） 午前・午後	ギャラクシティ	各10人 計 20人
サイエンスラボ 星空観察コース	16日（土） 23日（土）	ギャラクシティ	各10人 計 20人
サイエンスラボ 科学ブロックくらぶ	17日（日） 24日（日）	ギャラクシティ	各10人 計 20人
紙芝居講座	19日（火）	ギャラクシティ	10人

事業実施予定（5月）

行事名	実施日	会場	参加予定数
中高生の居場所づくり	毎週水・日曜日（9回）	新田地域学習 センター他	延べ 45人
	毎週水・土曜日（7回）	東京未来大 福祉保育専門学校	8人
	第1土曜日（1回）	神明住区センター	6人
サイエンスラボ スペース シュミレーターコース	7日（土）	ギャラクシティ	10人
Gユニ定例会 ワークショップ	7日（土）	ギャラクシティ	20人
	15日（日）		
あだち日曜教室	8日（日）	ギャラクシティ	51人
レクリエーション講座	12日（木）	ギャラクシティ	10人
帝京科学大学連携 ふれあい動物教室	14日（土）	寺地小学校	53人
		弘道小学校	90人
サイエンスラボ ロボットくらぶ	14日（土） 午前 午後	ギャラクシティ	各10人 計20人
サイエンスラボ 星空観察コース	14日（土）	ギャラクシティ	各10人 計20人
	28日（土）		
サイエンスラボ 科学ブロックくらぶ	15日（日）	ギャラクシティ	各10人 計20人
	22日（日）		
紙芝居講座	17日（火）	ギャラクシティ	10人
青少年問題協議会 実務者分科会	23日（月）	ギャラクシティ	15人
プラネタリウム投影	28日（土）	ギャラクシティ	200人
キャンプの達人になろう	29日（日）	宮城ゆうゆう公園	20人
ジュニアリーダー スーパー研修会	29日（日）	ギャラクシティ	30人

行事実施結果（4月1日～4月30日）

公益財団法人足立区生涯学習振興公社

日時	行事名	時間	会場	主催別	参加人数 【定員】
4/5（火） ～ 4/26（火）	放課後子ども教室 見守りスタッフ安全管理講習会 (16校)	会場ごとに 設定 90分間	東加平小、西新井小、 寺地小、弥生小、千寿 常東小、梅島第二小、 足立小、伊興小、西保 木間小、青井小、千寿 本町小、本木小、東伊 興小、西伊興小、千寿 第八小、花畑西小	主催	235名
4/9（土）	足立ジュニア吹奏楽団派遣演奏 「花と音楽と茶道の集い」	10：00～11：30	興本扇学園	共催	300名
4/9（土）	平成28年度 足立ジュニア吹奏楽団 入団式	15：00～16：00	島根小学校	共催	50名
4/28（木）	第50回あだちアートリンクカフェ 「低コストで楽しむN.Y.の“脇道” アート」	18：30～20：00	東京芸術センター	主催	20名
4/29（金）	スポーツ指導者スキルアップ講習会 (高齢者) ～運動機能向上のためのプログラム～	10：00～12：00 13：00～15：00	生涯学習センター	主催	34名

行事実施予定 (5月1日～5月31日)

公益財団法人足立区生涯学習振興公社

日時	行事名	時間	会場	主催別	参加予定人数 【定員】
5/1 (日)	読み語りキャラバン in 竹の塚地域学習センター 「ことばの力 vol.10」 出演	13:30～14:20	竹の塚地域学習センター	主催	150名
5/6 (金) ～ 5/31 (火)	放課後子ども教室 見守りスタッフ安全管理講習会 (23校)	会場ごとに 設定 90分間	綾瀬小、栗原小、江北小、島根小、千寿小、花畑第一小、桜花小、東綾瀬小、鹿浜第一小、千寿桜小、舎人第一小、長門小、栗原北小、竹の塚小、花畑小、千寿双葉小、弘道小、新田小、扇小、北鹿浜小、中川北小、中川小、辰沼小	主催	345名
5/7 (土)	足立ジュニア吹奏楽団 定期総会	14:00～15:00	島根小学校	共催	50名
5/11、5/18 6/8、6/15 毎 (水)	体験プログラム 「算・数検、漢検の勉強をしよう！」 (全4回)	14:30～15:30	千寿双葉小学校	主催	18名
5/18 (水)	体験プログラム 「スラックライン教室」	14:00～16:00	竹の塚小学校	主催	30名
5/26 ～ 6/23 毎 (木)	あだち子どもサポーター養成講座 「読み読みのためのボイストレーニング」 (全5回)	10:00～12:00	生涯学習センター	主催	20名
5/27 (金)	第52回あだちアートリンクカフェ	18:30～20:00	東京芸術センター	主催	30名

平成 28 年 第 5 回
教育委員会定例会
別冊資料

平成 28 年 5 月 16 日

第 43 号議案及び第 44 号議案の議案書、議案説明資料（この冊子）は、委員会終了後、回収させていただきます。

机上に置いたまま、ご退室ください。

第43号議案

足立区立校外施設指定管理者評価委員会委員の委嘱及び任命について

上記の議案を提出する。

平成28年5月16日

提出者 足立区教育委員会教育長 定野 司

足立区立校外施設指定管理者評価委員会委員の委嘱及び任命について

足立区校外施設指定管理者評価委員会委員を下記のとおり委嘱及び任命する。

記

1 被委嘱・任命者

別紙のとおり

2 委嘱・任命期間

平成28年7月1日から評価終了まで

(提案理由)

足立区立校外施設条例第14条の2の規定に基づき、足立区立校外施設指定管理者評価委員会委員を委嘱及び任命する必要があるため、この案を提出いたします。

足立区立校外施設指定管理者評価委員会委員名簿

任期：平成28年7月1日から評価終了まで

	氏名	区分	役職等
1	小林 久美	有識者 (食育)	東京未来大学こども心理学部 こども心理学科准教授
2	飯田 順	有識者 (経営)	中小企業診断士
3	葛谷 裕治	学校長	足立区立平野小学校長 日光自然教室運営委員会委員長
4	信田 憲介	学校長	足立区立北三谷小学校長 鋸南自然教室運営委員会委員長
5	宮本 博之	区職員	学校教育部長
6	鳥山 高章	区職員	子ども家庭部長

以上6名

第 4 3 号 議 案 説 明 資 料

平成 2 8 年 5 月 1 6 日

件 名	足立区立校外施設指定管理者評価委員会委員の委嘱及び任命について																												
所 管 部 課 名	学校教育部 学務課																												
内 容	<p>足立区立校外施設条例第 1 4 条の 2 の規定に基づき、平成 2 8 年度の鋸南自然の家及び日光林間学園を運営する指定管理者の業務を評価するための評価委員会を設置し、運営に関する評価を実施する。ついては、評価委員会委員を、下記の 6 名に委嘱及び任命する。</p> <p>1 選任の方法</p> <p>(1) 有識者 運営に関して重要な分野を専門とする有識者の中から、区内大学及び機関からの推薦等に基づき選任する。</p> <p>(2) 学校長 小学校長会からの推薦に基づき選任する。</p> <p>(3) 区職員 教育委員会事務局の部長職から選任する。</p> <p>2 委員</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 25%;">氏 名</th> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 55%;">役職等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>水林 久美</td> <td>有識者 (食育)</td> <td>東京未来大学こども心理学部 こども心理学科准教授</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>飯田 順</td> <td>有識者 (経営)</td> <td>中小企業診断士</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>葛谷 裕治</td> <td>学校長</td> <td>足立区立平野小学校長 日光自然教室運営委員会委員長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>信田 憲介</td> <td>学校長</td> <td>足立区立北三谷小学校長 鋸南自然教室運営委員会委員長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td>菅本 博之</td> <td>区職員</td> <td>学校教育部長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td>鳥山 篙輦</td> <td>区職員</td> <td>子ども家庭部長</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 委嘱(任命)年月日 平成 2 8 年 7 月 1 日</p> <p>4 任期 平成 2 8 年 7 月 1 日から評価終了まで</p>		氏 名	区 分	役職等	1	水林 久美	有識者 (食育)	東京未来大学こども心理学部 こども心理学科准教授	2	飯田 順	有識者 (経営)	中小企業診断士	3	葛谷 裕治	学校長	足立区立平野小学校長 日光自然教室運営委員会委員長	4	信田 憲介	学校長	足立区立北三谷小学校長 鋸南自然教室運営委員会委員長	5	菅本 博之	区職員	学校教育部長	6	鳥山 篙輦	区職員	子ども家庭部長
	氏 名	区 分	役職等																										
1	水林 久美	有識者 (食育)	東京未来大学こども心理学部 こども心理学科准教授																										
2	飯田 順	有識者 (経営)	中小企業診断士																										
3	葛谷 裕治	学校長	足立区立平野小学校長 日光自然教室運営委員会委員長																										
4	信田 憲介	学校長	足立区立北三谷小学校長 鋸南自然教室運営委員会委員長																										
5	菅本 博之	区職員	学校教育部長																										
6	鳥山 篙輦	区職員	子ども家庭部長																										
今後の方針	鋸南自然の家及び日光林間学園の評価は、平成 2 8 年 8 月下旬までに行うこととする。																												

第 4 4 号議案

足立区子ども施設指定管理者選定等審査会委員の委嘱及び任命について

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 5 月 1 6 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区子ども施設指定管理者選定等審査会委員の委嘱及び任命について

足立区子ども施設指定管理者選定等審査会委員を下記のとおり委嘱及び任命する。

記

1 被委嘱者・任命者

別紙のとおり

2 委嘱期間

平成 2 8 年 6 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日まで

(提案理由)

足立区子ども施設指定管理者選定等審査会条例第 4 条に基づき、子ども施設に係る指定管理者等の候補者の選定審査及び指定管理者が行う管理の業務の評価を行うため、審査会委員を委嘱及び任命する必要があるため、この案を提出いたします。

足立区子ども施設指定管理者選定等審査会委員名簿

任期 平成28年6月1日から平成29年3月31日まで

	氏名	所属等	委嘱 任命 の別	備考
1	のぐち はるこ 野口 晴子	早稲田大学 政治経済学術院教授	委嘱	学識経験者
2	ながぬま みつる 永沼 充	帝京科学大学 学長補佐・こども学部長	委嘱	学識経験者
3	ささき ゆみこ 佐々木 由美子	東京未来大学 こども心理学部子ども心理学 科子ども保育・教育専攻教授	委嘱	学識経験者
4	てらくら かつすけ 寺倉 克佑	公認会計士寺倉克佑事務所 公認会計士・税理士	委嘱	学識経験者
5	みやざき じゅうぞう 宮崎 十三	足立区民生・児童委員協議会会長	委嘱	団体代表
6	あおき みつお 青木 光夫	足立区社会福祉協議会常務理事	委嘱	団体代表
7	はしもと ひろし 橋本 弘	福祉部長	任命	区職員
8	おおたか ひであき 大高 秀明	衛生部長	任命	区職員
9	とりやま たかあき 鳥山 高章	子ども家庭部長	任命	区職員

第 4 4 号 議 案 説 明 資 料

平成 2 8 年 5 月 1 6 日

件 名	足立区子ども施設指定管理者選定等審査会委員の委嘱及び任命について																																																					
所 管 部 課 名	子ども家庭部 子ども政策課																																																					
内 容	<p>1 理由</p> <p>足立区子ども施設指定管理者選定等審査会条例第4条に基づき、子ども施設に係る指定管理者等の候補者の選定審査及び指定管理者が行う管理の業務の評価を行うため、審査会委員を委嘱及び任命する。</p> <p>2 被委嘱者・任命者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 25%;">氏 名</th> <th style="width: 40%;">所 属 等</th> <th style="width: 10%;">委嘱任命の別</th> <th style="width: 20%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>のぐち はるこ 野口 晴子</td> <td>早稲田大学 政治経済学術院教授</td> <td style="text-align: center;">委嘱</td> <td>学識経験者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>ながぬま みつる 永沼 充</td> <td>帝京科学大学 学長補佐・こども学部長</td> <td style="text-align: center;">委嘱</td> <td>学識経験者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>ささきき ゆみこ 佐々木 由美子</td> <td>東京未来大学 こども心理学部子ども心理学科 子ども保育・教育専攻教授</td> <td style="text-align: center;">委嘱</td> <td>学識経験者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>てらくら かつ佑 寺倉 克佑</td> <td>公認会計士寺倉克佑事務所 公認会計士・税理士</td> <td style="text-align: center;">委嘱</td> <td>学識経験者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td>みやざき じゅうぞう 宮崎 十三</td> <td>足立区民生・児童委員協議会会長</td> <td style="text-align: center;">委嘱</td> <td>団体代表</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td>あおき みつお 青木 光夫</td> <td>足立区社会福祉協議会常務理事</td> <td style="text-align: center;">委嘱</td> <td>団体代表</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td>はしもと ひろし 橋本 弘</td> <td>福祉部長</td> <td style="text-align: center;">任命</td> <td>区職員</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8</td> <td>おおたか ひであき 大高 秀明</td> <td>衛生部長</td> <td style="text-align: center;">任命</td> <td>区職員</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9</td> <td>とりやま たかあき 鳥山 高章</td> <td>子ども家庭部長</td> <td style="text-align: center;">任命</td> <td>区職員</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 平成 2 8 年度主な諮問の予定</p> <p>(1) 区立保育園の民営化に伴う運営事業者の候補者選定 (平成 3 0 年 4 月民営化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民営化 4 園 (沼田、大谷田第二、弘道、本木東) ・ 指定管理 (第二期目) 1 園 (東保木間) <p>(2) 民設民営認可保育所の運営事業者の候補者選定 (平成 3 0 年 4 月開設)</p> <p>7 所 (扇、北綾瀬駅周辺、江北、東和・中川、舎人駅周辺、西新井、六町駅周辺)</p>					氏 名	所 属 等	委嘱任命の別	備 考	1	のぐち はるこ 野口 晴子	早稲田大学 政治経済学術院教授	委嘱	学識経験者	2	ながぬま みつる 永沼 充	帝京科学大学 学長補佐・こども学部長	委嘱	学識経験者	3	ささきき ゆみこ 佐々木 由美子	東京未来大学 こども心理学部子ども心理学科 子ども保育・教育専攻教授	委嘱	学識経験者	4	てらくら かつ佑 寺倉 克佑	公認会計士寺倉克佑事務所 公認会計士・税理士	委嘱	学識経験者	5	みやざき じゅうぞう 宮崎 十三	足立区民生・児童委員協議会会長	委嘱	団体代表	6	あおき みつお 青木 光夫	足立区社会福祉協議会常務理事	委嘱	団体代表	7	はしもと ひろし 橋本 弘	福祉部長	任命	区職員	8	おおたか ひであき 大高 秀明	衛生部長	任命	区職員	9	とりやま たかあき 鳥山 高章	子ども家庭部長	任命	区職員
	氏 名	所 属 等	委嘱任命の別	備 考																																																		
1	のぐち はるこ 野口 晴子	早稲田大学 政治経済学術院教授	委嘱	学識経験者																																																		
2	ながぬま みつる 永沼 充	帝京科学大学 学長補佐・こども学部長	委嘱	学識経験者																																																		
3	ささきき ゆみこ 佐々木 由美子	東京未来大学 こども心理学部子ども心理学科 子ども保育・教育専攻教授	委嘱	学識経験者																																																		
4	てらくら かつ佑 寺倉 克佑	公認会計士寺倉克佑事務所 公認会計士・税理士	委嘱	学識経験者																																																		
5	みやざき じゅうぞう 宮崎 十三	足立区民生・児童委員協議会会長	委嘱	団体代表																																																		
6	あおき みつお 青木 光夫	足立区社会福祉協議会常務理事	委嘱	団体代表																																																		
7	はしもと ひろし 橋本 弘	福祉部長	任命	区職員																																																		
8	おおたか ひであき 大高 秀明	衛生部長	任命	区職員																																																		
9	とりやま たかあき 鳥山 高章	子ども家庭部長	任命	区職員																																																		

	<p>(3) 東京都認証保育保育所の運営事業者の候補者選定（平成29年4月開設） 1所（西新井駅周辺）</p> <p>(4) 小規模保育事業の運営事業者の候補者選定（平成29年4月開設） 2所程度（足立小台駅周辺、綾瀬、千住、竹の塚、中央本町の5地域のうち）</p> <p>4 委嘱期間 平成28年6月1日（水）から平成29年3月31日（金）まで</p>
<p>今後の方針</p>	<p>足立区子ども施設指定管理者選定等審査会条例及び施行規則に基づき、運営事業者の候補者の選定等を実施する。</p>